

(議事要旨)

○「滋賀県農業・農村振興地域整備計画」の事後評価

●委員

事業個所数が 27 増加した要因は、集落排水事業の調査か。

●耕地課

集落排水事業の定額調査が主な要因。計画期間中に国費 100%の調査が創設されたので、それを積極的に国に要望し活用した。

●委員

集落排水施設の更新整備には費用がかかるが、公共下水道が近くまで来た場合に接続するというケースもあると思う。県内での状況はどうか。

●耕地課

全県で 223 施設を整備し、34 施設がすでに公共下水道に接続されている。残り 189 施設が供用中であり、最終的には 54 施設程度になる見込み。一方、将来的に公共下水道に接続する計画の施設であっても、供用期間中は機能を維持する必要があるため、計画的な更新に努めているところ。

●委員

農地整備事業について、事例の甲西南部 1・2 地区は、従前は未整備だったのか。それとも、大区画に再整備したのか。

●耕地課

この地区は、圃場整備をしていない未整備地区である。

●委員

整備後の区画の大きさはどの程度か。

●耕地課

3 反区画を標準として整備している。

●委員

水利施設関係について、施設の規模が大小あると思うが、本計画に位置付けている施設は規模が大きいものばかりか。

●耕地課

規模は様々である。補助事業と交付金事業の予算のバランス等を踏まえつつ地区を位置づけている。

●委員

地域用水環境整備事業の小水力発電施設の管理主体は土地改良区か。

●耕地課

県営事業で造成し、土地改良区に譲与している。管理主体は土地改良区となる。

●委員

小水力発電の整備のところに2地区で3施設とあるが、どちらかの地区に2施設あるのか。

●耕地課

湖北地区と姉川地区があり、湖北地区で2施設造成している。

●委員

目標に対して、実績が上回っているのは、何故か。

●耕地課

導入した施設規模を定量的指標としているが、姉川地区において詳細調査を実施したところ、計画より大きな発電が可能であることが判明したため、より規模の大きい施設を導入した。

●委員

地球温暖化による影響で洪水や干ばつの頻度が増えると想定される。これから施設の老朽化対策や農地整備を進めるにあたっては、そのような視点も踏まえ整備を進めることが必要。意見として申し上げる。

●委員

農業水利施設の老朽化に伴い揚水機の緊急停止や漏水事故などの突発事故が頻発しているとのこと。地域の農業を支える大切な施設なので、引き続き、点検と更新は確実に全地域でお願いしたい。また、早めの調査と施設更新をお願いしたい。

●耕地課

土地改良区や市町、県等を構成員とするアセットマネジメント推進協議会において、点検、診断調査の結果を踏まえ、中長期的な視点から更新計画を策定し、計画的、効率的な施設更新に努めている。

●委員

農村では農業者の減少や高齢化が進んでいるが、それを担う人が将来10年後どれだけ残っているのか心配。人を育てる対策はどのように進めているのか。

●耕地課

ご指摘の通り、担い手の確保は非常に大きな課題。現在、改訂作業を進めている滋賀県農業・水産業基本計画では、担い手をはじめ農業・水産業に関わる「人」の問題を重点事項の一つとする方向で検討を進めている。地域の皆さんに、引き続き、農業をしていただけるよう取り組んでまいりたい。

●委員

水利施設の維持管理は受益者負担であると思うが、更新する際の費用負担は。

●耕地課

事業によって異なるが、国が50%、県が25%、残りを、市町や土地改良区等が負担。ただし、近年は、担い手への農地集積や、野菜等の高収益作物を一定以上作付けすることで地元負担が軽減できる事業も創設されているので、それらを活用しつつ施設更新を進めている。

●委員

白地農地や市街地の農地などへの水利施設も整備対象になっているのか。青地農地といった優良農地に限るのか。

●耕地課

原則、青地農地のみを対象としている。

●委員

水利施設が、白地の小さい区画へ用水している場合もあると思うが。

●耕地課

そういう部分については、補助率は低いですが県単独事業での対応は可能。